

宜 議 第 5 7 2 号
令和元年12月20日

議 長
上地 安之 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第424回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和元年 12月9日	令和元年 12月9日	陳情第24号、議案第72号、議案第73号、議案第76号
令和元年 12月10日	令和元年 12月10日	議案第73号、議案第77号、議案第78号、議案第83号、議案第84号、請願第6号、陳情第2号、陳情第9号、陳情第26号、陳情第15号
令和元年 12月11日	令和元年 12月11日	陳情第2号、議案第83号、議案第84号、議案第72号、議案第73号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、陳情第2号、陳情第24号、陳情第26号、請願第6号、陳情第9号、陳情第15号
会議日数 3日間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第72号		令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
議案第73号		令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
議案第76号		令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
議案第77号		令和元年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
議案第78号		令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第2号)	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
議案第83号		宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
議案第84号		宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	原案決 可決
陳情第2号		設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について	平成30年 10月10日	令和元年 12月11日	採択
陳情第24号		スクールゾーン内道路冠水の処理改善に関する陳情	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	採択
陳情第26号		「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について(要請)	令和元年 12月6日	令和元年 12月11日	採択
請願第6号		宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継審 続査
陳情第9号		比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継審 続査
陳情第15号		公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継審 続査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年12月9日（月） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時37分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（7名）

建設部長	新垣 勉
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
土木課 土木管理係長	喜納 理

市街地整備課 課長	比嘉 徹
市街地整備課 主査	ウィリアムス 千景
土木課 課長	又吉 直広

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第24号 スクールゾーン内道路冠水の処理改善に関する陳情
- (2) 議案第72号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第73号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第76号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

第424回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年12月9日（月）第1日目

- 宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第24号 スクールゾーン内道路冠水の処理改善に関する陳情

《 現 場 視 察 》

※嘉数小学校スクールゾーンの現場視察を行う。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時10分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第24号 スクールゾーン内道路冠水の処理改善に関する陳情

～質疑・答弁～

- 土木課長 ことしの6月26日午前中の豪雨により、市内では各所で冠水が起こっており、グレーチング部分の掃除等により解消するところもあったが、側溝の排水容量が集中豪雨を想定していないことから、現状では突発的な豪雨に対応できていない。浸水の改善となると上下水道局とも連携して雨水整備を行うことになるが、それも十分にできていない状況である。今後は、道路パトロールによる掃除、点検等を実施し、要請があれば土のう等の提供を行う等の対策を行っていく。それでも冠水等が起るようであれば側溝工事

等も検討することになるが、今回の陳情の地点以外にも冠水被害は起こっていることから、公平性の観点からも当該箇所のみを工事するというのは難しいと考える。

- 濱元朝晴 委員 現場を視察したところ、嘉数小学校グラウンド側から大きなパイプで排水が当該地点に流れ込んでいるようだったが、そのパイプをどこか別の排水へつなぐことはできないのか伺いたい。
- 土木課長 嘉数小学校からの排水は、以前は敷地内のガマへ流し込んでいたらしく、改修工事の際、現在のような排水整備を行ったと聞いている。ホワイトタウン北側に公園があるが、そこから比屋良川に向けて大きな排水パイプがあり、そちらへつなげられれば学校の排水は軽減できる可能性はあるが、排水工事を伴うとなると教育委員会と学校敷地内の排水計画の見直しについて協議をする必要があると考える。
- 真喜志晃一 委員 現場視察において立ち合いしていただいた陳情者の方から見せていただいた当日の冠水状況の動画は、市には提供されているのか。
- 土木管理係長 提供は受けていない。
- 真喜志晃一 委員 当日の通学状況は教育委員会から情報は得ているのか。
- 土木課長 嘉数小学校校区内では、当該箇所ではなく、市道我如古1号沿いの箇所は浸水がひどく児童のくるぶしまで水に浸かっているとの情報はあった。当該箇所については今回の陳情で初めて情報を得たところである。
- 真喜志晃一 委員 今回の陳情を受けて取り急ぎできることは、道路見回りを強化することぐらいと考えてよいか。
- 土木課長 床上浸水等の被害がでる状況であれば、先述した側溝整備等が必要になると考えるが、現在の状況としては土のう提供等の対応になると考える。
- 上里広幸 委員 陳情者から動画を見せていただき、集中豪雨時には明らかに排水の容量不足の状態であると考え。一部側溝の高さが浅い箇所があり、そこは今後の改善ポイントとしていただきたい。また、比屋良川に向かって道が傾斜していることから周辺の開発道路ともあわせて改善が必要ではないかと考える。また、学校から出ている排水パイプも集中豪雨時の際の排水が主となっているようであり、集中豪雨時の対策がやはり必要と考える。
- 土木課長 委員のご意見のとおり一部浅い側溝があることは確認しており、そこが冠水の原因となっているかどうか今後現場の調査をして確認してまいりたい。開発道路に関しては、市のほうで当該交差点部分が冠水しない手だてがないかを今後調査検討してまいりたい。
- 米須清正 委員 側溝の掃除等は自治会等から要請があった場合に行っているのか。

- 土木課長** そのとおりである。地域の清掃時に行うこともある。なお、当該箇所に関しては、流れが強いせいか土砂等のつまりもなくきれいな状態であった。やはり排水容量の不足が原因であろうと考える。
- 伊佐哲雄 委員** 参考までに、市内で深刻な冠水被害が起こっている地点がどれほどあるのか伺いたい。
- 土木課長** 一番冠水範囲が広いのは沖縄国際大学裏手の市道宜野湾11号の箇所であり、車のタイヤが十五センチ程度水につかっている状況である。役所周辺も浸水があり、役所近くのファミリーマートから田舎庵のあたりまで冠水が起きている。また、新城のいすのき通りも基地からの排水がオーバーフローで流れ込んで冠水が起きている。また、喜友名に新しくできたサンエー食品館のある通りの突き当りになっている箇所も冠水が起こっており、ポンプアップで対応している。また、嘉数にも冠水が起きる地域がある。なお、陳情には6月26日に冠水被害があった箇所の地図が記載されているが、この資料は被害報告のあった箇所のみとなっており、陳情の箇所は報告がなかったため記載されていなかった。今後は道路パトロールの対象として注意してまいりたい。
- 伊佐哲雄 委員** スクールゾーンで冠水している箇所は市内にほかにあるのか。もしあれば、そこは優先的に対応すべきではないか。
- 土木課長** 教育委員会、道路管理者、警察等が合同で行っている通学路安全推進会議においてスクールゾーンの点検を行っているが、側溝改善はその会議では上っていない状況である。登校時の集中豪雨がこれまで少なかったことや、歩道の有無、車での送迎がふえていることなどでこれまであまり問題となつてこなかった可能性があり、これは全国的な課題でもあると考える。
- 又吉亮 委員** 大阪のブロック塀倒壊も何年かに1回の地震で倒壊しており、その後対策が講じられている。スクールゾーンに関しては、今回の陳情をいい機会と捉え、何年に1度の集中豪雨によるあふれた排水で児童が流されるような事故を未然に防ぐためにスクールゾーンのチェック及び対策を早急にとってもらい、予算についても国土強靱化の補助等の活用を視野に入れて検討していただきたい。
- 伊佐哲雄 委員** 危険という認識があるならば、教育委員会や学校とも連携して危険箇所の情報提供等は行っているのか。
- 土木課長** 先述したが、教育委員会、学校との通学路安全推進会議の視察において側溝整備は項目に上がっていない状況であり今後の課題である。また、交通安全の補助金には側溝整備は含まれていないので、又吉委員からも意見があったように補助メニューの検討を行っていききたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 2 時 4 5 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 2 時 5 2 分)

【議題】

議案第 7 2 号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 今回の補正減は、工事のおくれにより保留地処分ができなかったためによる減額なのか、保留地処分ができずに工事費が不足し工事ができなかったため減額するのかを伺いたい。

○建設部次長 保留地工事がおくれて保留地処分ができず、その処分金で予定していた別の場所の工事ができなくなったということである。

○市街地整備課長 予定していた造成工事がおくれ、保留地が販売できないことで、年内に見込んでいた保留地処分金の歳入がなくなり、その歳入を組み込んで予定していた工事費が不足することから、基盤となる部分は今回繰越承認をいただいて発注するが、残りについては予定していた工事を整理し、予算の組み換えを行うものである。

○又吉亮 委員 いただいた資料中に保留地処分金額の割合が 97.4%となっており、今回予定していた保留地処分金 9,336 万 6,000 円が仮に入ったとすると 100%を超過することになるが、今回保留地処分ができなかったことで一般会計から繰り入れを行っているが、もし超過分が出た場合は一般会計へ繰り戻されることになるのか。

○市街地整備課長 当初見込みで保留地処分金を計算するが、競争入札で実際の販売額が見込みを上回る場合がある。その上回った分は事業計画の変更で保留地処分金の価格として計算する。ただし、今年度と翌年度の工事に要する費用は予定していた 2 筆の保留地処分金では不足することから不足の分は一般会計から繰り入れを行うことになる。

○濱元朝晴 委員 残りの保留地について伺いたい。

○市街地整備課長 残り 2 筆のうち 1 筆は一般保留地販売を行い、残り 1 筆は宇地泊区自治会の以前からの換地と調整の中での随意契約となる予定である。

○濱元朝晴 委員 工事のおくれにより今後の整備スケジュールがどうなっていくのか伺いたい。

- 市街地整備課長 工事がおくれた理由は、隣接する権利者との交渉に時間を要したことによるものであるが、1月には工事を始めてよい旨権利者と合意がとれたことから、1月には契約を締結する予定である。これに伴い、今回繰り越しの承認をいただき、来年度にまたがって工事を進め、来年7月には完了する予定である。
- 濱元朝晴 委員 区画整理の全ての工事が完了するのはいつか。
- 市街地整備課長 この2筆については、令和2年度中に工事完了、契約締結まで持っていきたいと考えている。
- 伊佐哲雄 委員 資料中に事業費ベースと基本事業費ベースの記載があるが、別のデータとして記載されている理由を伺いたい。
- 建設部次長 データを分けてあることに理由は特になく、通常わかりやすくするために2つ記載している。事業費ベースは、整備に要する総事業費で、基本事業費ベースは補助基本額となっている。
- 伊佐哲雄 委員 総事業費から基本事業費の金額を差し引いた額については、保留地処分金で賄っていくという理解でよいか。
- 建設部次長 基本的には保留地処分金を財源とするが、人件費等不足する部分には一般会計から繰り入れを行っている。
- 伊佐哲雄 委員 区画整理事業は、土地の価値が上昇することによる固定資産税の収入増も見込めることから、市にとっても一般会計から支出するだけのメリットがあるという理解でよいか。
- 建設部次長 固定資産税の収入増もメリットとしてあるが、住環境の整備というのが区画整理事業の主な趣旨である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第73号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

- 又吉亮 委員 県からの補助金90万円が入ってこないことで、あわせて市債も10万円減となっており、その分物件補償ができないとのことだが、次年度に実施するのか。
- 市街地整備課長 100万円の内示額減に伴うもので影響はない。概算要求時点での補償は当初予算の額で予定していたが、内示額が出てから積算したとこ

ろ、100万円減となっても執行はできたことから実施している。

- 濱元朝晴 委員 増となっている時間外勤務手当の説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 当初見込みより時間外勤務が増となったことによるものである。
- 伊佐哲雄 委員 資料中にある国費について説明を伺いたい。宇地泊の区画整理事業の資料では、沖縄開発事業費と記載されていたが、支出元が違うということか。
- 市街地整備課長 両方とも国の補助であることに変わりはないが、宇地泊の場合、平成19年度時点での補助名称が沖縄開発事業費となっており、佐真下は事業計画変更時点で国費と呼ばれているためである。
- 伊佐哲雄 委員 その時点での補助メニューの名称が変わったという理解でよいか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 資料中には、総事業費で6億2,000万円余とあるが、国の補助と保留地処分金を合わせても不足となるが、それは一般会計から繰り入れを行うことになるのか。
- 市街地整備課長 現時点での事業計画の金額となっており、国の補助は受け入れを終えていることから、不足する額については一般会計から繰り入れを行う必要がある。最終的には事業計画の内訳の変更で対応していくことになる。
- 又吉亮 委員 国の補助が終了しているということは残り約4億円は一般会計から繰り入れを行うという理解でよいか。
- 市街地整備課長 大まかにいえばそういうことになる。保留地処分金の変動によって変わってはくるが、一般会計から繰り入れを行わなければ事業は完了しない。
- 又吉亮 委員 組合施行で区画整理事業を行った場合において、保留地処分金だけでは不足となった際、その不足分についてはどのように捻出するのか。その場合には、市からの補助等があるのか伺いたい。
- 建設部次長 国の補助や市の助成金もあるが、条例の改正が必要となる。
- 真喜志晃一 委員 資料の基本事業費ベースの金額23億8,875万8,000円について、これ以上補助金は入ってこないという認識でよいか。
- 市街地整備課長 先ほどの答弁を修正させていただきたい。残り6%については今後入ってくる予定である。
- 真喜志晃一 委員 事業費と基本事業費の比率が宇地泊と佐真下とでは違うようだが、事業によって補助の割合は違うのか伺いたい。
- 市街地整備課長 事業によって補助による用地買収の対象となる道路数が違

うことによる。宇地泊は6路線、佐真下は2路線となっている。

○真喜志晃一 委員 資料について、国費の金額と基本事業費ベースの金額が違うことについて説明を伺いたい。

○市街地整備課長 国費のほうが見直しを常にかけており、こちらが新しい数字となっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時12分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時22分)

【議題】

議案第76号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 本会議要求資料の図面では、土地区画整理事業の区域が1工区から3工区まで分かれているが、どういう分け方をしているのか。

○市街地整備課長 工事は3回に分けて発注することになり、その事業費の配分によって工区を分けていることによる。

○伊佐哲雄 委員 1工区から順に発注していくのか。

○市街地整備課長 基本的には全工区同時に発注をする予定である。3工区の業者で全エリアを工事していくことになる。

○濱元朝晴 委員 道路部分から先に工事を行うわけではないのか。

○市街地整備課長 琉球大学の工事が令和2年度に始まることから、掘削工事と並行して道路整備も行っていく。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時36分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時37分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後3時37分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年12月10日(火) 2日目

午前10時01分 開議
午後 3時47分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(8名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸
委員	伊佐 哲雄

○欠席委員(0名)

○参考人(0名)

○説明員(12名)

上下水道局長次	石川 康成
水道施設課長	高宮城 淳
総務企画課企画係長	玉元 智
業務サービス課業務管理係長	親川 巧
建設部長次	新垣 勉
市民経済部長次	伊佐 英明

総務企画課長	與那原 類
下水道施設課長	呉屋 武
総務企画課経理係長	喜友名 達矢
業務サービス課給水設備係長	小那覇 啓樹
市街地整備課長	比嘉 徹
環境対策課長	浜里 吉彦

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第73号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第77号 令和元年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第78号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第83号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第84号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- (6) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (7) 陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (8) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (9) 陳情第26号 「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）
- (10) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

第424回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年12月10日（火）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第73号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○市街地整備課長 昨日の答弁について追加修正させていただきたい。佐真下第二土地区画整理事業の資料において、基本事業費ベースと国費の説明をさせていただいたが、基本事業費は総事業費、基本事業費ベースは国費と市費を合算した額であり、国費は基本事業費に対し補助率9割を乗じた額となる。

また、伊佐哲雄委員から質疑があった国費と開発事業費の記載については、近年は国の補助金もさまざまな名称があることから国庫補助についてはまとめて国費と記載していることによるものである。

○又吉亮 委員 事業費ベースから基本事業費ベースを差し引いた額と、基本事業費ベースから国費を差し引いた額とは別という理解でよいか。

○市街地整備課長 市民に分かりやすいよう全体の事業費と国費を記載しているが、事業費ベースでいくと、補助金、保留地処分金、市債、市単費を組み合わせた形になるが、それを合わせた形で総事業費という記載をしている。補助金を抜いた額は保留地処分金、市単費という形に分かれている。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時06分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時08分）

【議題】

議案第77号 令和元年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 水質検査業務委託について説明を伺いたい。

○上下水道局次長 水質検査については、水道法において検査項目や頻度が定められてお

り、毎月検査や毎日検査をそれぞれ実施している。毎日検査は色度、濁度、残留塩素等の5項目、毎月検査は51項目を実施している。

- 宮城司 委員 毎月検査は51項目を実施しているとのことだが、その項目の中に問題となっているPFOS等の検査は含まれているのか。
- 上下水道局次長 PFOS等は現在、水道法上の検査項目としては要検討項目に位置づけられており、51項目には含まれていない。また、比謝川の湧水、県企業局の上水については、県企業局が検査をしており、受水した時点でPFOS等が混入することは考えられないため市の検査項目には含めていない。
- 宮城司 委員 51項目の中で市民生活に影響するような項目について説明を伺いたい。
- 上下水道局次長 飲み水で気になるのが残留塩素だと思うが、0.1以上1ミリグラム以下で給水することになっている。また、ヒ素などの毒性検査も実施している。
- 宮城司 委員 コンビニエンスストア収納事務委託について詳細を伺いたい。
- 業務管理係長 年間を通して6万5,000件を見込んでいる。
- 宮城司 委員 水道の請求書のはがきは、めくるタイプになっておりコストが高いと感じる。もう少し安いタイプにはできないのか。
- 上下水道局次長 個人情報保護の観点からも現在のタイプを採用しており、はがき作成は自前で行っており、情報漏洩の防止という面ではこの方法がよいと考えている。
- 濱元朝晴 委員 水道メーター開閉栓等業務委託について、引っ越し等があった際に栓を開閉するという理解でよいか。
- 上下水道局次長 そのとおりである。また、滞納があった際に閉めることもある。
- 濱元朝晴 委員 年間どれほどの件数があるのか。
- 業務管理係長 水道の取り付けに伴う場合は5,700件程度、検針のみの場合は2,700件、滞納等に伴う場合は1,800件程度である。
- 濱元朝晴 委員 どれほどの期間滞納がある場合に閉めるのか。
- 業務管理係長 10日締めの場合、納付書が翌月の20日に来るが、納付期限から2カ月が経過しても支払いがない場合に執行する。
- 又吉亮 委員 債務負担行為の期間が、令和元年度から令和2年度となっているが、これは償還の期間となるのか。
- 上下水道局次長 契約行為を行うには手続を踏まねばならず、令和2年4月1日から事業を行うには令和元年度内で手続を済ませる必要があるためこのような表記となっている。契約に基づいた業務委託料を支払っていく期間となる。
- 伊佐哲雄 委員 コンビニエンスストア収納事務委託については数年前から実施しているが、収納率改善効果、費用対効果等についてどのように評価しているか伺いたい。
- 上下水道局次長 24時間納付できる等、市民の利便性及び収納率改善に役立っていると認識しているが、手数料が口座振替の倍もかかることから上下水道局としては口座振替を推進したいと考えている。

- 伊佐哲雄 委員 市民には口座振替の推進の周知等を行っているのか。
- 上下水道局次長 転入者へは口座振替を勧めており、さらに今後は現在納付書発送している世帯に関しても、返信用封筒を同封した手続き書類を送付する等を考えている。
- 伊佐哲雄 委員 本日の新聞報道においてP F O S等が普天間基地から漏れ出ていたという報道があり、市民は湧水だけでなく水道にも不安を感じているところである。上下水道局として不安を払拭するためにどのような施策を考えているか伺いたい。
- 上下水道局次長 上水道に関してのP F O S等の基準が定められていないため、国県等に対し基準値を定めてもらうよう要望している。県企業局に対しては要請書を提出しており、原水の調整や基準値の設定を行い市民県民の安心を確保してほしいと要望しているところである。水道水のP F O S等の値については、現在アメリカの生涯勧告値70ナノグラム以下であり、京都大学の小泉名誉教授も水道水については安全なレベルであるとのコメントをいただいている。基準値が定まった際には県企業局とともにそれ以下にするよう努めていくとともに、その基準以上のおそれがあるのであればその原因を突きとめ、除去できる方法を探っていくことになると思う。
- 伊佐哲雄 委員 70ナノグラムについてわかりやすく説明いただきたい。
- 上下水道局次長 ミリグラムの10億分の1となっている。例にすると、学校のプールに塩を3、4粒程度混ぜたレベルである。
- 米須清正 委員 P F O S等の検査は市ではできないのか。
- 上下水道局次長 上水道については、県企業局においてP F O S等の検査を行っており、受水後に値が上がることは考えにくいので、今後は県企業局の動向を注視してまいりたい。
- 濱元朝晴 委員 県はどこで検査を行っているのか。
- 上下水道局次長 県は平成26年度に機械を導入しており、自前で検査を行っている。
- 米須清正 委員 北谷浄水場でP F O Sが検出されたとのことだが、他の浄水場では0.1ナノグラム程度と聞く。それを標準にすべきではないか。
- 上下水道局次長 県に対し原水の変更ができないかを要請しているが、それを実施すると1カ月程度しかもたないとのことなので難色を示されている。上下水道局としては、引き続き原水の変更、統一した水質にもっていけるよう要請してまいりたい。
- 又吉亮 委員 大山の湧水の検査は県では行えず、県外に委託したと聞いたが、企業局が導入したのは水道水を検査する機械なのか。
- 上下水道局次長 機械そのものは原水の調査もできるとのことなので物理的には可能と考えるが、機械は国庫補助で水道水検査を目的に導入していることから別の目的に使用するのが難しかったものと思われる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時48分)

【議題】

議案第78号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 第2条の収入と支出の補正額に18万8,000円の差額があるがこの説明を伺いたい。

○上下水道局次長 これまで建設改良費で支出していた分について、企業債が適用できなかった事業が今回できるようになり、その差額を計上している。10万円以下には企業債が適用できなかったが、適用できるようになりその差額が生じている。

○真喜志晃一 委員 8ページの損益計算書中の営業外収益に他会計補助金及び他会計負担金とあるがその説明を伺いたい。

○上下水道局次長 他会計とは一般会計のことで、負担金とは下水道事業における雨水排水等の一般会計が負担すべきものを指し、補助金については予算の不足分に対し補助金として受け入れるものを指す。

○伊佐哲雄 委員 債務負担行為に関する調書について、下水道施設維持管理業務委託の財源内訳におけるその他及び一般財源について説明を伺いたい。

○上下水道局次長 その他の金額8,341万8,000円については、下水道の使用料等の収益となっており、一般財源とあるのは一般会計からの繰り入れとなる。

○伊佐哲雄 委員 下水道汚水・雨水管清掃及びカメラ調査業務委託の一般財源についても同じか。

○上下水道局次長 同じく一般会計からの繰り入れであり、主に雨水事業に係る公費負担分となる。その他についても下水道使用料の収益となる。

○宮城司 委員 第2条の過年度分損益勘定留保資金及び引継金について説明を伺いたい。

○上下水道局次長 引継金については、特別会計から公営企業会計へ移行した際のものであり、過年度分損益勘定留保資金については、平成30年度の利益が留保されておりこれを充てていくことになる。

○宮城司 委員 引継金に関しては、将来はなくなるという認識でよいか。

○上下水道局次長 次年度にはなくなる見込みである。

○真喜志晃一 委員 昨年行った予算要望に対する回答の中で、下水処理水を貴重な水資源として活用を図るとあったが、どう活用しているのか伺いたい。

○上下水道局次長 宜野湾市の下水処理については、伊佐浜の下水処理場で行っているが、下水を高度処理後に農業用水等に再生利用するのは那覇市が行っているが、当市でも実

施できないか県等と検討会を開催している。

○真喜志晃一 委員 現在はまだ実施しておらず、検討段階という理解でよいか。

○上下水道局次長 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 01 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 11 時 11 分）

【議題】

議案第 83 号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 今回の使用料改定により、4人家族の1カ月あたりの料金はどれほど上がる見込みなのか。

○上下水道局次長 4人家族における一人当たりの1日の排水量は約200リットルで、4人の月計算では24,000リットルとなり、現行の料金では月1,780円となっているが、改定後の料金では2,040円となり、260円の増となっている。

○上里広幸 委員 今回の料金改定による効果をどう見込んでいるか。

○上下水道局次長 今回の改定により、約1億3,000万円の増収を見込んでおり、県の污水处理費負担分の増を勘案すると約1億円の増を見込んでいる。この増収により一般会計からの基準外繰り入れを抑制することができる。今回の増収のみで繰り入れ分を賄えるというわけではないが、抑制する効果はあると考える。

○宮城司 委員 審議会からは18%の値上げの答申があったとのことだが、改定料金は全区分において18%の増となっていると理解してよいか。そうでなければ、なぜ区分ごとに金額に違いが出ているのか伺いたい。

○上下水道局次長 18%とは年間使用料収入総額の18%の増ということである。区分ごとの改定料金の違いについては、使用量の違いによって管の口径の違いがあり、それによる負担もあることから本市では逡増従量料金制度を採用しており、すべての区分において18%の増というわけではない。

○宮城司 委員 先述の4人家族モデルは、どの区分にあてはまるのか。また、この値上げ幅についてはどのような考えで決定しているのか。

○上下水道局次長 現在一般会計からの基準外繰り入れが1億8,000万円ほどあり、その半分程度まで抑制できればという考えで15円、18%程度の値上げとしている。審議会においては、委員から全区分において18%の増とする意見もあったが、逡増従量料金制にお

いては、大口の利用者の負担が元来大きいことから同じ割合とすると不公平が生じることから審議会においては区分ごとに違う割合とすることが妥当ということになった。また、4人家族のモデルについては、30立方メートルまでの区分に該当する。

- 濱元朝晴 委員 区分ごとの世帯数に関する資料があれば提供いただきたい。
- 上下水道局次長 作成して提出いたしたい。
- 伊佐哲雄 委員 特別会計の時代には安易に一般会計からの繰り入れに頼っていたのではないか。また、下水道使用料について、他市との比較を伺いたい。
- 上下水道局次長 安易に繰り入れに頼っていたということはない。他市との比較については、北谷町が既に改定を行っており、他市町村も時期についてはいまのところ定かではないが、改定を行う予定はあるようである。今回の議案が可決された場合には、本市の使用料が一番高いことになり、他市の改定後の価格については現在検討中ということである。
- 伊佐哲雄 委員 本市と同時に12月に上程している市町村はないのか。
- 上下水道局次長 沖縄市が12月議会、うるま市及び豊見城市は3月で提出されると思われる。他市については、3月議会または県の改定後に提出されるのではないかと考える。
- 伊佐哲雄 委員 県の維持管理負担金の改定は決定事項なのか。
- 上下水道局次長 県においては、令和2年12月定例会に上程予定となっている。
- 伊佐哲雄 委員 県に先行しての使用料金改定は、市民からは県の負担金増に便乗しての料金改定と受け止められるおそれがあるのではないか。
- 上下水道局次長 今回の下水道使用料の料金改定は、あくまでも下水道事業の適正な運営を図るためのものであり、県の維持管理負担金の増によるものではない。それについては市民のご理解をいただきたいと考える。
- 伊佐哲雄 委員 集合住宅等における下水道のメーター算定はどのように行っているのか。
- 上下水道局次長 水道料金については、1つのメーターの数値を世帯数で均等割りしており、下水道についても同様となっている。
- 宮城司 委員 今回の料金改定により、一般会計から繰り入れを1億円程度抑制できる見込みとのことだが、まだ8,000万円ほどは繰り入れが必要となる。一般会計の財政状況が厳しい現状を踏まえて審議会ではどのような議論がなされたのか。
- 上下水道局次長 現状の1億8,000万円の基準外繰り入れを使用料のみで賄うとなると15円程度の値上げでは済まず、40円～50円程度の値上げとなり、市民の負担が大きくなることから、まずは15円程度の値上げとすべきという意見をいただいた。
- 宮城司 委員 繰り入れについて基準外と基準内の違いは何か。
- 上下水道局次長 下水道事業のうち、雨水事業については公費負担となり、汚水については利用者負担となる。
- 総務企画課長 基準内については、年度ごとに国の取り扱いに変更があり、令和元年度

予算ベースにおいては基準外が1億8,000万円、それ以外が3億円で基準内繰り入れしている。しかし、令和2年度においては基準内としていたものが基準外とされる可能性もあり、使用料を増にすれば基準外繰り入れがなくなるというわけではない。これまで3年～5年で使用料を見直していくべきであったところ、それを行っていなかったことで今回の値上げ幅につながっている面もある。

○真喜志晃一 委員 今回の改定で1億円程度の収入増が見込めるとのことだが、平成30年度の貸借対照表において現金が4億7,000万円、令和2年には3億7,000万円となっているが、今回の改定を行わない場合、あと4年程度で現金が底をつくという認識でよいか。

○上下水道局次長 毎年の純利益が入っているが、一般会計から繰り入れを行わなければ底をつく状況である。

○伊佐哲雄 委員 他市との料金が比較できる資料をいただきたい。

○上下水道局次長 作成して提出いたしたい。

○宮城司 委員 他市の一般会計からの繰り入れ状況がわかる資料もあわせて提供いただきたい。

○上下水道局次長 提供いたしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時55分）

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第84号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 市内において業者の実態が把握できていなかったという事例はあるのか。

○上下水道局次長 全国的な課題であるが、本市の指定店においても存在が確認できない事業者や不良工事等でクレームの多い事業者が過去に存在した。

- 真喜志晃一 委員 更新の書類審査等は新規の場合の審査と同じものとなるのか。
- 上下水道局次長 新規の場合と同じ審査となる。
- 宮城司 委員 改正後は、登録業者は5年ごとに更新料1万3,000円を支払う必要があるという認識でよいか。
- 上下水道局次長 5年ごとに更新手続を行ってもらうことになる。
- 宮城司 委員 字句の改めで水道使用者等とあるが、等とは何が含まれているのか。
- 上下水道局次長 給水条例第17条において、水道使用者等の定義が示されており、水道使用者又は管理人もしくは給水装置の所有者とされている。
- 宮城司 委員 使用者のみならず管理者等も修繕費や使用料等を支払わねばならないということか。
- 上下水道局次長 今回の改正は手数料改定に伴うものではなく、あくまで文言の整理ということであるが、今回の改定により管理者等も対象となる。
- 真喜志晃一 委員 今回の改正により、どういった点が改善されることになるのか、例を伺いたい。
- 上下水道局次長 無届け工事に対する指導、不良な工事でトラブルを起こす事業者に対する指導について定期的な講習制度、更新制度があることにより事業者の質の向上が期待できる。
- 真喜志晃一 委員 トラブルの多い事業者については、更新しないことにより質の向上が図られると理解してよいか。
- 上下水道局次長 届出があれば更新せざるを得ないが、不良業者については、指定店規定により無届け工事等があった場合には、指定の効力停止・指定店の廃止等があり、更新講習会でも法律改正等について周知することもできることから、質の保持のためには当該制度は必要と考えている。
- 宮城司 委員 指定店には市外業者もいるとのことだが状況を伺いたい。
- 上下水道局次長 平成8年以前には、市内に事業所がある業者のみを指定店としていたが、平成8年以後、法改正により市外・県外業者を問わずそれぞれの自治体の規定に基づき登録ができることになった。現在全体で364社の登録があり、市内業者は33社、残り331社が市外業者となっている。
- 真喜志晃一 委員 市外業者のうち、県外の業者数を伺いたい。
- 上下水道局次長 県外業者は3社となっている。
- 宮城司 委員 県外の業者がどうやって給水事業の業務を行うのか。
- 上下水道局次長 全国的に展開している業者が登録している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時17分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時20分)

【議題】

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

～参考意見聴取～

- 上下水道局次長 陳情にある水道水の水質検査の実施については、水道水の上水については、県の北谷浄水場で原水及び上水のP F O S等の検査を行っており、受水後に混入することは考えにくいいため、市では検査を行ってはいない。今後は県の検査状況を確認し、連携を取って適正な水質であることを確認していく予定である。農業用の河川の調査については、農業用河川については、県が定期的に調査を行っており上下水道局では実施していない。3つ目の汚染源を突き止め、浄化のために必要な、県や国などへの働きかけについては、これまでも水質基準の確定を求めているところである。また、県には原水の切りかえを要請しており、P F O S等の値の低減を図ってほしい旨要望している。
- 市民経済部次長 農業用河川や土壌の調査については、市内に農業用河川はないため、湧水に限って言えば県の調査対象となっており、土壌調査については、県が防衛局を通じて米軍へ普天間飛行場への立ち入り調査・土壌採取を要請しており、市としてはその経過を注視しているところである。また、土壌中における環境基準が定まっていないことから、今後とも環境リスクに対する情報収集に努めてまいりたい。
- 宮城司 委員 陳情中において、市民が事実を知らされないままに有毒な有機フッ素化合物が水道水に混入していたとあるが、それについて伺いたい。
- 上下水道局次長 報道における表現に誤りがあるのではないかと感じている。上水に関しては米国における生涯勧告値を下回る数値となっており、水道水に有毒なレベルの有機フッ素化合物が混入しているものではないとご理解いただきたい。
- 伊佐哲雄 委員 市内には農業用河川は存在しないのか。
- 環境対策課長 宇地泊川や普天間川はあるものの、それが農業に利用されているかどうかは把握していない。
- 伊佐哲雄 委員 農業従事者が前述の河川等から汲み上げて農業に利用していれば、農業用河川に当たるのではないか。
- 環境対策課長 現在環境対策課では、田いも生産に供されている大山の湧水のみが該当するのではないかと考えている。

- 伊佐哲雄 委員 実際にご利用している水がある以上、市が定期的に調査を行い、安全性を確認の上、安全性が確保できないのであれば、注意喚起等を行う必要があると考える。一番の問題は、基準値が定まっていないことであるが、市民に対し行政の考え方をしっかり示す必要があるのではないかと。
- 市民経済部次長 県が調査を実施していない農業用河川や湧水が判明した場合には、調査の必要性があれば検討してまいりたい。
- 環境対策課長 有機フッ素化合物は環境省の環境基準値の要検討項目に位置づけられており、その基準が定まれば何らかのアクションが起こせるのではないかと考えている。
- 伊佐哲雄 委員 テレビ報道等の市民の反響が大きく、市だけでその疑念を払拭するのは難しいことは理解しているが、国等に早急に基準値等を設定してもらい安全の状況を明確にすることが必要ではないか。
- 環境対策課長 有機フッ素化合物が環境基準値の要検討項目となっていること、県が防衛局を通じて普天間飛行場内の土壌等の調査を要請していることを踏まえ、今後の動向を注視し情報収集に努めてまいりたい。
- 宮城司 委員 本日の新聞報道で普天間飛行場からのP F O S等の流出事故が報じられていたが、一般質問等での市の答弁においては、現在は使用されていないとのことだったがどうなっているのか。
- 環境対策課長 12月5日の事故に関しては、昨日情報が入り、現在基地政策部において事実関係を確認中である。
- 宮城司 委員 事実確認中というが、実際に使っているのではないかと。
- 環境対策課長 基地内に現在保管してあるものは有事の際に使用するもので、通常の消火訓練等においては水消火剤を使用していると聞いている。
- 宮城司 委員 血液検査を市が実施するのは可能なのか。
- 上下水道局次長 水道事業に関する会議等で伺った話では、研究機関が限られており、近隣の病院等では難しいと聞いている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)
- 宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時10分)
-

【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 1 1 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 1 8 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 2 0 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 2 5 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 2 6 号 「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について (要請)

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 2 7 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 3 0 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 1 5 号 公契約条例の制定を求める陳情

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 4 2 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 4 5 分)

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後 3 時 4 7 分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年12月11日（水） 3日目

午前10時01分 開議
午後 0時17分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	上里 広幸
委員	伊佐 哲雄

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（1名）

建設部次長	新垣 勉
-------	------

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (2) 議案第 8 3 号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 8 4 号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第 7 2 号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (5) 議案第 7 3 号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (6) 議案第 7 6 号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (7) 議案第 7 7 号 令和元年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (8) 議案第 7 8 号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- (9) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (10) 陳情第 2 4 号 スクールゾーン内道路冠水の処理改善に関する陳情
- (11) 陳情第 2 6 号 「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）
- (12) 請願第 6 号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (13) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (14) 陳情第 1 5 号 公契約条例の制定を求める陳情

第424回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年12月11日（水）第3日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

～参考意見聴取～

○建設部次長 現在の設備設計・監理委託業務の指名状況については、市内優先発注の方針に鑑み、市内全社指名を行っていく方針であるが、案件ごとに精査はしていくことになる。また、JVを組む際には、建設設計業者と設備設計業者が組むことになるが、建設設計に比べて設備設計業者の数が6社と少ないことから、それを補うため市外業者が入ってくる可能性はある。

○濱元朝晴 委員 JVにおいて建設設計の業者が11社あった場合には、市内の設備設計業者では不足となる5社は市外業者が入ってくるといふことか。

○建設部次長 そのとおりである。

○濱元朝晴 委員 過去のJVの状況について資料をいただきたい。

○建設部次長 提供が可能か確認いたしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時42分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時57分）

【議題】

議案第83号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第84号 宜野湾市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

～質疑・応答～

○伊佐哲雄 委員 議案第83号について意見を述べさせていただくと、今回の下水道使用料の改定は、前定例会での国民健康保険税の増額改定に続いて市民負担の増となることか

ら、基本的には受け入れがたいものであるが、公営企業会計となった今後の下水道事業を円滑に運営していくためには、消極的であるが賛成せざるを得ないと考える。本会議への委員長報告においては、このような意見があった旨を記載していただきたい。

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本2件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時06分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時07分)

【議題】

議案第72号 令和元年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 令和元年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 令和元年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第77号 令和元年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第78号 令和元年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第2号)

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本5件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後12時09分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後12時10分)

【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本件については、全会一致で採択すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時13分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時13分)

【議題】

陳情第24号 スクールゾーン内道路冠水の処理改善に関する陳情

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本件については、全会一致で採択すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時13分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時14分)

【議題】

陳情第26号 「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について(要請)

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本件については、全会一致で採択すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時15分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時15分)

【議題】

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定する。

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後0時17分)